

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年7月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500870号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600019号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。源泉徴収票や確定申告書などの資料を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出されたA社が作成した平成3年分給与所得の源泉徴収票並びに同社から提出された給与支給表及び給料台帳により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料台帳により確認できる平成3年7月の給与支給額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成3年7月31日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているが、事業主が資格喪失年月日を同年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。